

## 令和4年度久喜市国民健康保険特別会計予算(案)の概要説明

## 【1 予算総額】

歳入歳出予算総額 157億5,400万円  
(前年比 1億7,000万円 1.1%増)

## 【2 歳入】

1款 国民健康保険税 28億5,125万円

## (1) 一般被保険者国民健康保険税

現年課税分 27億1,100万円

滞納繰越分 1億3,790万円

合計 28億4,890万円

## (2) 退職被保険者等国民健康保険税

現年課税分 0万円

滞納繰越分 235万円

合計 235万円

2款 使用料及び手数料 1千円(科目設定)

総務手数料 1千円

・加入証明発行に係る手数料です。

3款 国庫支出金 1千円(科目設定)

災害臨時特例補助金 1千円

・東日本大震災の被災に伴う保険税の減免及び療養の給付等に係る一部負担金の免除に要した費用の一部が交付される補助金です。

4款 県支出金 113億2,539万円(1) 保険給付費等交付金(普通交付金) 111億4,078万3千円

・療養の給付等に要する費用に対する交付金です。

(2) 保険給付費等交付金(特別交付金) 1億8,460万6千円

## 【内訳】

保険者努力支援分 4,526万1千円

・医療費適正化や健康づくりなどの取組状況に対する交付金です。

特別調整交付金分 3,660万円

・市町村の災害等特別な事情に要する費用に対する交付金です。

県繰入金 6,721万9千円

・県内で調整すべき市町村の特別な事情に要する費用に対する交付金です。

特定健診等負担金 3,552万6千円

・特定健康診査等に要する経費に対する交付金です。

(3) 財政安定化基金交付金 1千円

- ・給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合、県に設置される財政安定化基金から受けることができる交付金です。

5款 財産収入 3万2千円

利子及び配当金 3万2千円

- ・保険給付費等支払基金の預金利子です。

6款 繰入金 13億2,489万6千円

(1) 一般会計繰入金 9億5,403万円

【内訳】

保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 3億8,351万2千円

- ・保険基盤安定のための保険税軽減分の繰入金です。(県3/4、市1/4)

保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 2億5,100万3千円

- ・保険基盤安定のための保険者支援分の繰入金です。

(国1/2、県1/4、市1/4)

職員給与費等繰入金 2億2,469万2千円

- ・国民健康保険特別会計の職員給与費等に係る繰入金です。

出産育児一時金等繰入金 2,240万円

- ・出産育児一時金に係る繰入金です。

その他一般会計繰入金 1,234万円

- ・その他一般会計の繰入金です。(市福祉医療現物給付の波及分)

国保財政安定化支援事業繰入金 6,008万3千円

- ・国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金です。(60歳以上の高齢被保険者割合による支援措置)

(2) 基金繰入金 3億7,086万6千円

- ・保険給付費等の支払いに係る基金繰入金です。

7款 繰越金 2億円

前年度繰越金 2億円

- ・前年度からの繰越金です。

8款 諸収入 5,243万円

(主なもの)

一般被保険者延滞金 4,300万円

退職被保険者等延滞金 100万円

- ・納期限後に納付された国民健康保険税に係る延滞金です。

一般被保険者第三者納付金 841万6千円

- ・第三者行為による医療給付費損害賠償金です。

【3 歳出】

1款 総務費 2億3,474万4千円

(1) 総務管理費 2億3,371万円

(主なもの)

職員給与費	1億3,459万9千円
会計年度任用職員給与費	1,356万3千円
一般管理業務経費	7,224万5千円
連合会負担金事業	280万4千円

(2) 徴税费 13万4千円

・国民健康保険税の賦課に係る経費です。

(3) 運営協議会費 47万1千円

・国民健康保険運営協議会に係る経費です。

(4) 趣旨普及費 42万9千円

・国民健康保険の制度普及に係る経費です。

2款 保険給付費 111億8,850万2千円

(1) 療養諸費 97億9,326万5千円

・被保険者の医療費に係る保険者負担分です。

【内訳】

一般被保険者療養給付費	96億9,251万3千円
退職被保険者等療養給付費	10万円
一般被保険者療養費	8,132万9千円
退職被保険者等療養費	5万円
審査支払手数料	1,927万3千円

(2) 高額療養費 13億4,863万4千円

・被保険者の一部負担金が一定額を超えた場合に超過額を支給します。

【内訳】

一般被保険者高額療養費	13億4,713万円
退職被保険者等高額療養費	10万円
一般被保険者高額介護合算療養費	135万4千円
退職被保険者等高額介護合算療養費	5万円

(3) 移送費 15万円

・医師の指示により緊急的な転院等の移送があった場合に支給します。

【内訳】

一般被保険者移送費	10万円
-----------	------

退職被保険者等移送費 5万円

(4) 出産育児諸費 3,361万7千円

【内訳】

出産育児一時金 3,360万円

・被保険者が出産した場合、出生児1児につき42万円を支給します。

支払手数料 1万7千円

・出産育児一時金の直接払いに係る手数料です。

(5) 葬祭費 1,250万円

・被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に5万円を支給します。

(6) 傷病手当金 33万6千円

・国民健康保険に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染した疑いで労務に服することができない場合に支給する傷病手当金です。

3款 国民健康保険事業費納付金 40億6,957万2千円

(1) 医療給付費分 27億4,945万1千円

・医療給付費分の国民健康保険事業費納付金です。

(2) 後期高齢者支援金等分 9億5,797万1千円

・後期高齢者支援金等分の国民健康保険事業費納付金です。

(3) 介護納付金分 3億6,215万円

・介護納付金分の国民健康保険事業費納付金です。

4款 共同事業拠出金 2千円

退職被保険者等該当者リスト事務費拠出金 2千円

・退職被保険者等該当者リスト作成に係る国民健康保険団体連合会への拠出金です。

5款 財政安定化基金拠出金 1千円 (科目設定)

財政安定化基金拠出金 1千円

・県が設置する財政安定化基金への拠出金です。

6款 保健事業費 2億3,009万4千円

(1) 特定健康診査等事業費 1億6,518万8千円

【内訳】

特定健康診査事業 1億5,121万3千円

・メタボリックシンドロームの改善のため、40歳から74歳の被保険者を対象として実施する特定健康診査に係る経費です。

特定保健指導事業 1, 397万5千円

- ・特定健康診査の結果により、生活習慣の改善等に努める必要がある被保険者に行う特定保健指導に係る経費です。

(2) 保健衛生普及費 1, 082万6千円

【内訳】

保健衛生普及事業 596万8千円

- ・国民健康保険が行う保健事業の普及に係る経費です。

保養施設利用者助成事業 405万2千円

- ・保養施設利用者に対し、一泊あたり大人3,000円、子ども1,500円を助成します。

健康マイレージ助成事業 80万6千円

- ・埼玉県が実施する健康マイレージ事業に被保険者が参加した場合の費用を助成します。

(3) 疾病予防費 5, 407万9千円

【内訳】

人間ドック事業 3, 835万2千円

- ・人間ドックを受診者した被保険者に対し28,000円（市委託医療機関は28,940円）を助成します。

がん検診助成事業 1, 213万5千円

- ・保健センターが実施するがん検診について、自己負担分を助成します。

健康づくり運動教室事業 359万2千円

- ・生活習慣病予防のために行う、健康づくり運動教室に係る経費です。

(4) 貸付金 1千円

【内訳】

出産費資金貸付事業 1千円

- ・出産育児一時金を受け取るまでの間、出産に係る費用を無利子で貸し付けます。

7款 基金積立金 3万2千円

保険給付費等支払基金積立金 3万2千円

- ・保険給付費等支払基金への積立金です。

8款 諸支出金 2, 105万3千円

(1) 一般被保険者保険税還付金 2, 000万円

(2) 退職被保険者等保険税還付金 50万円

- ・国民健康保険税の更正による減額等に係る還付金です。

(3) 一般被保険者還付加算金 50万円

- (4) 退職被保険者等還付加算金 5万円  
・国民健康保険税の還付に伴う還付加算金です。
- (5) 償還金 2千円  
・前年度に交付された補助金等の精算に伴う償還金です。
- (6) 一般会計繰出金 1千円  
・一般会計繰入金の剰余金を一般会計へ返還するための繰出金です。

9款 予備費 1,000万円